

いるために、さらに過酷になったのではないかと恥じている。しかし、これもおそらくは氏もめざしておられるであろう日本の解放のために、われわれの學問を奉仕させたいと考えるならば、政治的行動の一致・統一を前提にしながら、そのためにこそ學問上の相互批判が必要である、と考えているからにはかならない。(近藤 秀樹)

Financial Administration

under the T'ang Dynasty

D. C. Twitchett

Cambridge University Press
London, 1963, pp. 374.

文化史にのみ關心を示してきた歐米のシノロジーム、最近では政治史・社會經濟史の分野に活躍の場を擴げ、水準以上の研究が發表されつつある。隋唐史の分野においても、三十年前に唐代經濟史に先驅者の業績を擧げたバラジュ氏は、十年前にも隨書の食貨志・刑法志の譯注・研究で優れた成果を残し、ブリーブランク氏は「安祿山反亂の背景」と題する一書を出版した。そして今、トゥイッチェット氏の大著「唐朝治下の財務行政」を親しく手にしうることになったのである。

本書の著者トゥイッチェット氏は、ロンドン大學東洋アフリカ學校 (School of Oriental and African Studies) の極東言語文化部門 (Department of the Languages and Cultures of the Far East) の教授。唐代の水利や范氏養食の研究で以前にも我が國に知られていた。この新著が出版されるにいたった経過と、この書の特

徴は、自序の中に簡潔に述べられている。

「この書は元來、一九五三年にケンブリッジ大學への博士論文として書かれた。出版のために改訂しようとして、全く新しい著作を書くか、或いは、幾つかを追加し、ごく最近の研究と初めののが完成して以後に出版された新しい文書類とに一致するように變更しつつその原型を遺すか、の二者擇一に直面した。時間に対する考慮は、私をして後者の道を取らせた。」學位論文は、序論と舊唐書食貨志の全譯に對する注釋であつた。この巻にその翻譯を含めることの困難さと費用とが、序論の部分だけを出版するように私を強いたのである。」この著作の大部分は、Balas 氏によつて既に研究された分野を包括している。バラジュ氏は一九三一年～三年に出版された 'Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte der T'ang Zeit' という論文で、一般史の標準作と比較しうる水準で經濟史を扱つた西洋人のシノロジームの著作を初めて生み出した。かれの著作は中世中國社會の解釋に大きな前進を示した。しかしながら、とくに日本の中國學者による一から初期の業績はバラジュ氏によつて參考されていない。唐制の研究における過去三十年間になされた大きな前進を心にとめると、この大層重要な課題の新しい研究が決して蛇足ではない、と私は思う。三十年前にあまねく受けいられた中世中國社會の描寫を總ての認識から變形させた日本人と中國人の學者たちの二世代にわたる勞苦に私が恩恵を蒙っているということを、讀者はすぐに認められるだらう。たとえこの書物が彼等の研究成果の幾つかを、西洋の讀者に紹介するにすぎないとしても、その有益な目的を満たすことであらう。」

著者が自負するように、この書物の最大の特色は、日本人の研究

成果を十二分に利用していることである。それは、以下の紹介によつて自ら明らかとなるだろう。この書の構成は、本文が第一章 土地保有、第二章 直接税、第二章 國家專賣と商税、第四章 通貨と信用取引、第五章 運輸制度、第六章 財務行政、で一二三頁。財政關係資料の英譯を中心とした附録が七〇頁、附注一四八頁、地圖が九葉、最後に參考文獻・語彙索引・事項索引を三二頁も附するという親切な配慮がなされている。章を追つて著者の所説を見、若干の批評を加えてみよう。

第一章「土地保有」。唐朝治下の中國は、今日に至るまでも、主として農業社會であつた。その時期を特色づけている交易と工業の大きな擴大にも拘らず、土地は生産の主要な手段であり、歲入の主要な源泉であつた。土地財産はまた、決して最も有利ではなかつたが、一番安全であり、最も保守的でもあつた。この時期の均田制下で付與された土地の廣さは概して大きかつた。北周治下でみられた名義上の付與は、二十世紀の中國における普通の農地所有の殆んど七倍の大きさがあつた。均田制施行の主たる目的は、北中國における容易ならぬ人口減少の時期に、出来るだけ大きな地域の耕作を獎勵することにあつたようにみえる。同時に、元來の計畫を出發させた李安世の上奏文から明らかのように、大貴族家族による膨大な土地の集積を制限し、中央政府を無視するに十分強力な影響力をもつ大土地事業家の出現を拒むことを意圖していた。均田制の衰頹、地方でかなりの力行使した里正は決して官僚組織の一員ではなく、村人に執行した法律が主に慣習であつたことは確かである。この地方制度は餘りに弱くて豪族の土地集積に反對できなかったばかりでなく、全帝國に統一した保有組織を強制するのは不適當でも

あつた。均田制が崩壊したのは、中國社會の發展の潮流に反對しただけでなく、違反者に對する不十分な罰則規定があり、その構成メンバーの大多數自體が法律違反者であつた政府によつて強制されたからである。浮浪と移住の問題、宇文融の括戸政策については鈴木俊・ブリーブランク兩氏の研究があり、千五百錢と輕税が問題となつてゐるが、流寓する農民の負擔額は九等戸に準じて考えねばならず、九等戸の年間負擔額は二千錢以上と算定できる。これに比べて千五百錢の輕税は確かに輕いから、千五百錢というのは客戶が五〜六年間の免稅期間中に正税・臨時税・力役等のかわりに年々納入すべき年間賦課額である。大土地所有の問題では、加藤・玉井・周藤諸氏の研究に依據しつつ次の如く述べる。一般的には、莊園地の大部分は私人個人の手中にあつた。八世紀の初めには、これらの大多數は貴族か官僚のどちらかであつた。しかし後には、中央からの影響力のある地方行政の衰頹とともに、大土地保有者の社會層がより廣くなり、武官・地方の小紳士・流外官、そして商人さえもが、大土地を所有しているのが分る。九世紀の中頃までには、大土地所有が農村の機構の一般に認められた特徴であつたことは明らかである。政府は單にそのような大土地所有の成長を受け入れ、土地に對する私有權の原則と賣却に對する權利を既成事實として認めたように見える。しかし法的には、均田制の規則は有効なものとして残り、總ての土地に對する皇帝の所有權の信條は不問のままに残された。

第二章「直接税」。國家と土地との關係において、唐朝は完全な革命を目のあたりにした。課税制度は恐らく完全すぎる程の革命を経験した。分裂の時期にずっと課されていた固定的な人頭税から、一

方では財産査定に基いた進歩的な課税と、他方では耕作された地域に基いた土地税の制度——十六世紀の一條鞭法の改正に到るまで帝國の基本的な税制であつた——への移行が唐の時代に行なわれた。唐初の課税制度は租・調と正役と雜徭の四つの基礎的な義務から成り立っていた。曾我部靜雄氏は課は雜徭を指すと言うが、唐代において曾我部説が誤りであることは疑う餘地がない。唐代における課税の單位はいつも個々の成丁であるけれども、課税の形態からみて（穀物は男によつて作られ、布は女によつて織られる）、その元來の對象とされた單位が夫婦であつたことは明らかである。かくて、八世紀の政治家陸贄によつてなされた、租は本質的には土地に對する課税で、調は戸に對する課税、庸は個人に對する課税である、という租庸調に對する分析に氣をひかれることは、全く人を誤らせるものである。均田制と租庸調制とは、華北を除くと、法律に定められたようには決して施行されなかつた、という見解を古賀登氏が提出したが、この制度に多くの地域的な差異のあることは明らかであるけれども、そのような十把一からげに一般化する論證は決定的ではない。七六〇年から七八〇年に至る二十年間に、鹽の專賣からの歳入が多くなるといふ局面において、直接税がだんだん重要でなくなつたといふことは、驚くに當らない。七六六年以後、租庸調を再生させる爲に何らの構造的な企てがなされたようには見えないこと、そして直接税がだんだん戸の財産や耕地に對して賦課されるものになつたといふことは、より一層驚くに足りないことである。八世紀後半と九世紀の政府は、兩税法の正當な勵行を確實にするのに充分強力ではなかつたし、その政治家達は金銭で査定された賦課のもつ十分な意味を把握しなかつた。それにも拘らず、この改正は中央政府

に、直接税の徴収という生存しうる手段を備えてやつたし、しつこく支拂いを履行しない地方に實行させるには政府は無力であつたけれども、この新しい制度によつて、憲宗治世の間に、帝國の大部分に中央の權威を再建し、王朝をもう半世紀以上も引延すに十分な歳入をえたのである。その上、課税の基盤として錢で査定するという進歩的な課税制を導入することによつて、そして、明代に銀で査定され支拂われる課税によつて代られるまで實施された制度を確立することによつて、この改正は財政政策に大層重要な段階を明示する。

第三章「國家專賣と商税」。安祿山の反亂勃發直後の混亂した時期に、長安陷落の際に蒙つた貯藏物の大損失をつぐない、直接税からの經常收入に代える爲に、政府が新たな歳入源の必要に直面した時、推し進めた計畫の一つは、鹽を賣りだす際に專賣税を課すことであつた。この制度を創設した第五琦と、それを極めて強力な新しい財政機構にした劉晏の下で、鹽專賣は非常な成功を博し、後の政治家達は、一般消費物資の一覽表に大きな位置を占める他の二つの品目、すなわち茶と酒にも專賣主義を擴げた。しかし、茶と酒に對する專賣は失敗に終つたのである。鹽の專賣。安邑の鹽屯は七二一年に姜師度によつて創設された。鹽屯の創設の年月を諸史料は開元元年としているが、金井之忠氏が指摘するように、開元九年のことである。鹽鐵使の中心は揚州にあつた。鹽鐵使は留後を多くの地方の中心と首都においた。九世紀後半における中央權力の最後の衰頹の前において、すでに鹽からの國家の歳入は衰えつつあつたのである。酒の專賣。酒の賣買を統制するのは、鹽の場合よりも遙かに困難であることが分つた。酒を製造する技術は大層簡單で原始的であつたので、もし穀物と酢菜——二つとも到る所で利用しえた——

とを得さえすれば、誰でも容易く作ることができた。生産の總てのセンターを當局により統制するのは、全く不可能であった。酒の専賣への官による干與は、かくて全體的には、とくに大都市一實行したとしても禁制の生産と販賣を統制するのは實質的に不可能であつたに違ひない所では失敗として述べられよう。茶税、唐代における茶の賣買の驚くべき増大は、すでに或る程度の關心をひいていた。茶の商人は、信用爲替方式の發達において大きな役割を演じ、そして、地方權力と密接に結びついていた。榷酒錢のばあい同様、この管理の最初の動きは、七八〇年の財政危機の際に緊急對策としてなされたのであつた。

第四章「通貨と信用取引」傳統的な經濟原理の内に商人の爲に取つて置かれた低位置にも拘らず、唐代において商業が益々重要になつたということは、課税における強調度の變化と、物品賣買の際に賦課された間接税の大増加について以上に述べたことから、明らかである。この商業の擴大は安定した十分な通貨を要求した。そして政府は、この要求に應え同時に錢貨の鑄造の獨占を維持しようとしたのであるが、徒勞に終つた。錢貨の製造、鑄錢は、政府の爲に確保された特權であつた。我々はこれら多くの造幣所を跡づける。と言ふのは、彼等が鑄錢した錢の裏面にその名前を鑄てあるから。以前にも時に造幣所は錢の裏面に印しを鑄ており、それらは造幣所の極印だと考えられていたが、比定はされていなかったのである。鑄錢機構が生産した錢貨はかなり高度の性質をもつていた。隋末における通貨の状態は混亂していたが、六二一年以後安定した通貨を備える爲に生産された開元通寶錢は、王朝を通じての標準的な錢貨として残つた。公式に鑄造されたこの型の錢貨の重さは、少なくとも

も安祿山の反亂まで、増加する傾向があつた。信用組織の發達、唐代に行なわれた信用販賣には三つの異なつた方途があつた。その第一であり最も有名なものは、いわゆる飛錢あるいは便換であつた。バラジュ氏は紙幣の初期の形態として、この重要性を強く主張した。事實、飛錢は一種の手形であつた。その發達は、唐朝後半期における交易の大増加と高額の都合のよい通貨の不足から引起された。南方と首都との間には大量の交易があり、その最も重要な部門は茶の交易だったのである。九世紀の初め迄には、この制度は廣く行なわれたが、八一一年の勅令によつて禁じられた。この中止は大きな不便を齎らし、翌年、同じ型の信用販賣が地方官廳の代りに三司を経て商人により作られるのが認められた。この變化は明らかに、この時期に起つた、地方政權からの中央財政官廳の權限回復を示すものである。他の信用手段の型式は、楊聯陞氏が *proto-banks* と呼んだ制度の活動から起つた。榷坊・榷權・寄附舖の名で行なわれた第一の一種の貴重品保管商會であり、第二は金銀舖であつた。政府の貨幣政策、天寶の初め、錢貨はかなり良質であつた。しかし偽造の大洪水が再び勃發した。今度は、首都から南方へそこで融かされて偽錢に再鑄された一への良質の錢貨の輸出の際に入り組んだ。偽造の中心が官營鑄錢の中心地であるのは興味ふかい。それらは交易の大層盛んな中心地、とくに揚州であつた。通貨の歴史における新しい時代は、七八〇年の賦課制の改革と共に始まつた。この時期には、貨幣は通貨の主要な形態として可成りの基礎をえていたように見える。金井氏はこれを安祿山の反亂の間に政府の調布が紹滅したことに結びつけるが、私はむしろ、それは社會の自然的な經濟發展の結果である、と考えるようになってゐる。交換の手段として

の布の不利は既に七三四年の敕令にはつきりと示されており、交易の増大に伴って、これらはもつと鋭いものになったに違いない。

第五章「運輸制度」。漢代以後帝國の經濟の重心は次第に西北地方から揚子江地方に移った。この現象は、二つの地域が互いに政治的に獨立していた六朝時代には、何らの行政上の困難を齎さなかった。しかし帝國が隋唐治下に再び統一された時、國家の政治的戰略的な中心は西北地方に残ったが、生産の最も重要な地域は河南と淮水・揚子江流域であつた。唐の行政にとって運輸制度を大層重要たらしめたのは、この情勢であつた。安祿山の反亂の勃發で、南方からの供給と首都への輸送網とは、ますます重要となつた。この輸送による供給に頼ることは、七六三年の反亂鎮壓と共に終りを告げなかつた。何故なら、この日以後でさえ、多くの地方政權は、特に東北において、半自治體として残り、長安政府に租税を差出さなかつたから。裴耀卿・劉晏の制度改革で効果を擧げたが、黃巢の亂以後には、あらゆる國家の輸送が不調に陥つたのである。

以上に紹介した五章は、この書のいわば各論に當る部分であり、次の第六章が總論に當ると言えよう。この構成が、これ迄の唐代財政に關する唯一の專著、鞠清遠氏「唐代財政史」の構成（兩稅法以前之賦稅・兩稅法・專賣收入・官業收入與稅商・特種收支・財務行政の六章からなる）にはほぼ沿いつつ、若干の出入りがあるのは、この書が原來、舊唐書食貨志譯注に對する序論として書かれたに由來するのであると思われる。食貨志は總序・田制・兩稅・錢法・鹽法・漕運・倉廩・榷酤の記述から成る。本書の構成は、唐代財政史の敘述としてオーソドックスであり妥當なものであると言えよう。その内容は、以上の要約からもその一斑は察せられるように、根本史

料を驅使したばかりでなく、最近に至るまでの、歐米・中國とくに我が國學者の研究業績を縱横に利用した優れた成果で、一〇九九もの豊富な附注を伴つており、後で紹介する附録と相俟つて、二十年前の鞠氏の著に比べて質量とも格段の進歩を示しているのである。特に氏名を擧げていない場合でも、日本の學界の通説が採用されているのは、ご同慶の至りである。著者は、わが國學者の研究を無批判に利用するのではなく、取るべき點は取り、駁すべき際には駁している。ただ、全體としては従つてゐる場合の方が多く、それは著者自ら認める所である。勿論、新見解も多々みられる。例えば、宇文融の括戸政策・錢貨の極印の比定・酒の專賣について等の記述がそれである。新見解の中には、妥當ではないと思われるもの時にはある。トルファンで發見された文書斷片が永業田の二つのタイプを區別し一つを常田・他を部田と呼ぶが、著者は、これまで十分満足すべき解釋は與えられていない、として、「常田とは相繼された土地が買入れによつて獲得された土地である、と私は思う。部田とは多分、一般的な水準にその所有を高める爲に官廳によつて割り當てられた例外的な永業田である」とされたが、常田は通常田であり部田は倍田であるとする方が合理的であろう。にも拘らず、實證的研究に満ち、穩當な見解が本書の全體を貫いている、と言えよう。ちなみに、著者は鹽屯創設の年月は金井説に従がわれ、金井氏は河中尹の名稱を手がかりに考證されたのであるが、この年次を開元九年と明示する資料に大唐新語卷四の記事があることを指摘しておこう。

第六章「財務行政」。唐代における財務行政の歴史は、はつきりと三つの主要な時期に分れる。その第一は、王朝の初めから七二〇年

まで続く。第二は七二〇年から七五五年の安祿山の反亂まで、第三は——と小分できるかもしれないが、この時から王朝の終り迄である。最初の時期は、先行する北朝らしい採用されたかなり原始的な制度の持續によって特色づけられる。第二の時期には、制度はある程度合理化され、専門化した官廳の全般的な成長によって増補された。三番目の時期には、財務管理の専門化が一層進展し、これらの専門化した官廳と中央政府の正規の機關との間に緊張状態がおきた。同時に、中央政府は歳入管理のために地方勢力と絶え間のない戦いを交えたのであった。六一八—七二〇年の時期。前代から受継いだ財政機構は殆んど専門化しないものであって、運輸や鑄錢や穀價の操作等のごとき専門的な技術の要求される多くの職務は、既に多くの他の責任を過度に負擔させられている地方官廳の手に殘された。七二〇—七五五年の時期。この時期には、一つには國家經濟の複雑さの増大の結果として、一つには純粹に政治的な要因の結果として、一連の財政専門家が、戰階組織における何らの常設の地位をも通さずに、使という臨時の任命によって行使する廣大な権限を與えられた。これらの人々は行政の型をある程度變えはしたが、古い機構は存在し機能しつづけた。何故なら、補佐の職員をもったけれども、彼等の職務は本質的に現存する職務を効果的に整合することであつたから。これに對する唯一の例外は運輸に對する諸使であつた。この時期を通じて、諸使と御史臺との間に密接な關係がある。ブリーブランド氏が提出したように、宇文融と彼の後繼者達への臨時の權力の賦與は、單に財政面で能率を高める試み以上のものであつた。科擧制度を経て上昇してきていた新官僚層の増大しつづける力を、それらの經濟力の根本そのものに打撃を與える

ことによって抑制しようとする舊關中貴族による試みであり、宇文融の時代における貴族黨の一中心地が御史臺であつた。第三の時期。安祿山の反亂の勃發は、全く新しい行政の時期の開始を意味した。財政面においてこれは特に事實であつた。地方における管理の廣範な衰退は、課稅徵收を管理する廣大な特權をもった諸使の任命を導いた。玄宗朝にその始まりをみた財政における専門職化への傾向は、維持され強化された。最初には戸部とそれに從屬する役所によって運用された中央の財務行政が、八世紀初頭以後専門化された行政機關の出現によって完全に變化させられた。八九世紀間における中央の財務行政の變化は重要ではあつたけれども、行政組織における最大の交替は、地方行政において起つたものであつた。

以上が、本書の總論の位置を占める第六章の要旨である。著者は唐代の財務行政史の時期區分に財務諸使の出現を最大の要素として取上げているが、筆者も嘗て三司使の成立を考察した際、ほぼ同じ結論に到達した。従つて、その點に關しては異論はないが、五代宋への見通しをもった永い眼で眺めれば、著者の言う第二の時期を態々取上ぐべきや否や。單なる過渡期にすぎないのではなからうか。又、使職と憲官とが密接な關係のあつたのは事實であるが、著者の如く、舊關中貴族との強固な結びつきを想定するのには、疑いなしとしない。財政諸使のみならず藩鎮を含むあらゆる諸使僚屬が、概ね憲官を帶び、柳宗元や胡三省が言うごとく、寄祿官・階官の意味をもったからである。

附録は大きく五つに分けられ、各々がまた小分される。内容は、著者が本文執筆に際して利用し準備した根本資料の英譯が大部分を占めるが、自序にも斷わっているように、舊唐書食貨志は含まれて

いない。附録Ⅰ—Ⅴは、本文の第一章から第五章の各章に對應するように構成されている。

附録Ⅰ。土地保有に關する史料からなる。その(1)は、「田令の斷章」。仁井田陞氏の名著「唐令拾遺」に復元された田令の各條の條文と依據資料との忠實な譯。ただし、全面的に唐令拾遺に従がっているのではなく、第三九條を省き、三甲條の末の部分を省く外、六・十三・十五の各條では甲を省き乙で代表させており、三十條では、「下縣六頃」の箇所を唐六典に従がい、「中下縣六頃」として、譯している。その(2)は唐律疏議の卷十二の末から卷十三の初めの條、即ち、一六三—一六七條の律文と疏議との譯。

附録Ⅱ。(1)「賦役令の斷章」。「唐令拾遺」賦役令の各條の譯。體裁は田令の場合と同じ。第五條の「除程糧外、各唯役實私糧」を新訂增補國史大系本に従がい、「除程糧外、各准役日實私糧」に改め、六條の「上戸丁稅錢十文」を六典に従がい、「上戸丁稅銀錢十文」に改めて譯すが、後者の處置は疑問である。(2)「戸部式の斷章」。(3)「戸部格の斷章」。共に白氏六帖書類集などから數條づつ復元して譯したもの。仁井田氏の扱われたスタイン文書の戸部格は省かれている。(4)「天寶期の國家財政に關する杜佑の見積」。通典卷六の該當部分の譯。(5)「兩稅改革に關する文書」。(1)楊炎の上奏文②七八〇年一月五日の敕文③同二月の敕④同二月十一日の起請條、の譯からなる。(6)「兩稅下の蘇州の賦課負擔額」。陸廣微の吳地記から表示した。

附録Ⅲ。(1)「鹽專賣の改革案に對する韓愈の論」。すなわち韓昌黎集卷四十「論變鹽法事宜狀」の全譯。(2)「鹽生產に關する資料」。(1)新唐書地理志・(2)新唐書食貨志・(3)通典卷十の該當個所の譯。

附録Ⅳ。(1)「八四五年以前の鑄錢所表」。(2)「八四五年に創立された鑄錢所表」。

附録Ⅴ。(1)「運河のコース」。(1)汴河②山陽濱③江南河④永濟渠について敘述したもの。(2)「倉庫令の斷章」。「唐令拾遺」倉庫令の各條の譯。(3)「七四九年の倉貯」。通典卷十二の該當條を表示したもので、④首都の諸色總糧(和糴)⑦七四九年の地方の倉貯、の三表からなる。

以上が附録の全容である。これを讀むと、本書の執筆が萬全の用意の下になされたことを、容易に知りうる。附録の大部分を占める翻譯を、原史料と對照しつつ讀んだ結果、明らかな誤譯を指摘するのは可成り困難であつた。これは、中國語の讀解力が優れているだけでなく、日本語に堪能であるに由るのであると思われる。この譯文は今後、歐米で大いに利用されると豫想しうるので、氣ずいた誤譯を二三指摘しておく。『要害守捉、少置人數』・『要害守捉、人數至多』を『要害は守捉される』と譯しているが(一六九頁)、『要害と守捉には』と譯すべきである。新唐書兵志に「唐初兵之戍邊者、大曰軍、小曰守捉、曰城、曰鎮」とある。「遞相影占」を exert influence for one another と譯すが(同頁)、『影占』は一七二頁で protection と譯された「影庇」と同じ意味である。『並節級有賞罰』の節級を petty officials と譯すが(一七八頁)、この場合は「節次に」の意であらう。わが國の文獻を最大限に利用したのが本書の特色であり讀辭を惜しまないが、逆にそれが偏りとなつた例を一つ挙げよう。參考文獻によると(三四三頁)、著者は唐律疏議は岱南閣叢書本を使われた如くに見えるが、少なくとも翻譯の際には岱南閣本は參照されておらず、恐らく日本官版を使用され

たのであろうと推察する。その爲に、一六六條の疏議の末の「苗子及買地之財、並入地主」の箇所を「苗子並入地主」に誤ってしまつたのであり、岱南閣本に従えば、田令拾遺第十七條とも抵觸しないので済んだ筈なのである。ただし、官版に従がった結果、一六三・六五の兩條では岱南閣本の誤りを踏襲しないで都合がよかったのであるが。なお、唐令拾遺等の翻譯の際、不注意による誤りが若干あるので、附加しておく。田令拾遺第四條（本書一二六頁）の「國公若職事官從二品各三十五頃」は「國公若職事官正二品各四十頃、郡公若職事官從二品各三十五頃」に、第三二條（一三三頁）の「八品二頃、九品一頃五十畝」の初めの方は「八品三頃、九品二頃五十畝」に、賦役令拾遺の第一條（二四〇頁）の「租粟一石」は「租粟二石」に（これは大きなミスである）、十五條（一四五頁）の「九千里外」は「千里外」に、十七條（同頁）の「夷獠」は「夷狄」に、二十條（一四六頁）の「全文武職事官」は「文武職事官三品以上」に、天寶中の計帳戶「八二〇餘萬」（一五三頁）は「八九〇餘萬」に、「朔方八十萬」（一五五頁）は「朔方・河西各八十萬」に、夫

々直して譯されるべきであつた。また、三三八頁の注六四で右司郎中の官を比定しえないと書いているが、これは尙書都省の官である。附録について最後に望蜀の言を陳ねると、唐令拾遺中の財政關係の諸條をかくも大幅に譯されるのであれば、序でに戶令中の關係條文（例えば戶令拾遺の第六十一、それに二一・二二の諸條）をも取上げて完全を期して戴きたかつたと思う。

著者による舊唐書食貨志譯注は出版されなかつたが、恐らく、加藤繁氏による譯注に準據した手堅い著作であらう。著者は最近、敦煌トルファン文書に興味を抱き、本書で扱ったよりも下部の財政や土地政策について研究し、本書の續篇を書く意圖があるそうである。バラジュ氏の急逝に接した現在、歐米におけるこの時期の社會經濟史研究者としての著者の今後に期待する所、けだし大なるものがある。それにつけても、本書にも大いに活用された「唐令拾遺」は我々の座右の書であるべき筈なのに、そうでない現實。再版を鶴首して待つのは筆者一人のみであらうか。

（瀨波 護）